

事務局ニュース 04-NO.11 2005.3.28 埼玉県学童保育連絡協議会

〒 330-0854 さいたま市大宮区桜木町 4 - 1 0 0 5

048-644-1571 FAX 048-644-1572 Eメール gakudoust@yahoo.co.jp

http://www.geocities.jp/saitama_gakudou/

【郵便振替】00160-7-93727 埼玉県学童保育連絡協議会

県こども家庭課、17年度予算説明

「時間延長」「土日開設」加算はなくなるが、「全体基本額」を底上げ
国の「障害児受け入れ加算」はなくなるが、県独自で従来額のまま残す
「養護学校放課後事業」は、対象児童を「普通学級の特殊学級等」に拡大

3月24日、さいたま市内で「市町村児童福祉・母子保健主幹課長会議」が開催され、05（平成17）年度の学童保育（放課後児童健全育成事業）及び障害児学童保育（養護学校放課後児童対策事業）予算についての以下のように説明がありました。裏面「平成17年度放課後児童健全育成事業について」及び別紙「平成17年度養護学校放課後児童対策事業の概要」が、当日配布された資料です。説明と照応させて見て下さい。

当初予算編成時には、今年度と同額の単価を想定していたが、先般開催された（2月28日）全国主管課長会議（注1）において国庫補助の大幅な改変が発表された。国庫補助は、各加算（長時間開設加算31万円、土日開設加算21.9万円、障害児加算68.9万円（注2））を基準額に盛り込んで、基本額とするというもの。

1 厚生労働省が17年度の予算の内容を説明するために、都道府県の児童福祉関係の担当課長を集めた会議

2 障害児加算は国庫補助は障害児2人から単価68.9万円。埼玉県は県単独で障害児1人から単価95.6万円
厚生労働省の見解によると、「1市町村当たりの補助積算額は、規模別のクラブ数を何クラブという形で積算して定めるが、補助金の柔軟性を高めるという趣旨から、実際の委託料・補助金の配分は市町村の判断に任せる」としている。

県としては、正直なところ突然の制度改変で、16年度と比べると各加算額がなくなって補助額が大幅に変わる（減額される）ことも予想され、非常に苦慮している。ただ、厳しい運営を強いられている運営主体に対して、できる限り補助額を上積みしたいと考えて、作成したのが現段階でのこの案（裏面資料参照）。

具体的には、・民営クラブの運営が比較的苦しいだろうと考えて、民営クラブ加算を若干増額したい。
・障害児受け入れクラブに配慮して、障害児加算は基準額（従来95.6万円）を維持して県単で実施したいと考えている。

これらは、施策的というより、運営が大変なところになるべく手厚くしようという緊急避難的な考えでつくったので、ご理解をお願いしたい。

次に、「放課後児童クラブの運営について」（裏面資料参照）

・国庫補助の動向としては、開設日数の少ないクラブについてはいずれ補助をやめますというスタンス。このことと「三位一体改革」の動向を併せて考えると、担当レベルの感想的見方だが、国は、一定の基準を満たす所に補助していく考えがあるのではないかと思われる。そう考えると、「各クラブの体制整備について」で書かせてもらったが、土曜開設、6時半までの開設、障害児の受け入れ体制をつくってほしいとお願いしたい。

現段階ですぐに補助を打ち切ることはないが、補助制度の動向を考えると、以上のような体制を整備していないと補助打ち切りということもあるのであるのでは憂慮している。

また、先般から利用してもらっている「埼玉県放課後児童クラブ運営基準」に乗っ取ってクラブの運営がスムーズに行えるように配慮をお願いしたい。

「放課後児童クラブ施設整備費の概要」（裏面資料参照）について
・余裕教室使って整備する制度が変わる。補助単価が700万円で補助率は国：県：市町村＝1/3：1/3：1/3となる。（従来は、施設整備費として上限2,800万円、国が10/10負担）

「養護学校放課後児童対策事業」（別紙資料参照）について
・このたびの大きな変更点は、今までは補助対象を養護学校児童のみ対象としていたが、来年度からは普通学校の特殊学級等の児童も対象にするとした点。

県連協としての評価と連協・学童保育の課題

1. 1ヶ所当たり最大で約90万円の補助の減額が懸念されたなかで、埼玉県として、「基本額」に従来の「加算額」を繰り込む作業を行うことで、結果的に単位の学童保育における減額が最小限に止まるように努力・工夫をした跡がうかがえます。また、国が「障害児加算」をなくしたことに對して「障害児は“目玉”施策」との立場から県独自で補助を継続しました。こうした姿勢は、当初予算の範囲でのやりくりではあるものの、積極的に評価できます。

2. しかし、今回の県の是正措置によっても現場にとっては、例えば、児童20～35人、281日以上開設、指導員3人の民間学童保育では12万円減、児童20～35人、281日以上開設、指導員2人の公立学童保育では116.3万円減となる（別紙裏面 比較表を参照）。

これは、県としても、現在の予算内でのやりくりに止まり、各学童保育の減額分まで補填するできなかったものです。

3. 厳しい状況の中であっても、埼玉県が前向きな対応を図ることができたのは、地域・各学童保育における実績と県連協を軸とした県への運動によるものと言えます。

4. 地域では、早急に、市町村に予算の確保をはたらきかけましょう！

特に、民間学童保育においては、既に現場は、従来水準の補助金収入を見越して予算組みをしており、この時点で委託料・補助金の減額は容認できません。「従来の水準で委託料・補助金を支出して欲しい。そのために、必要額を市町村として補填して欲しい」と要望しましょう。